

平成16年度大台ヶ原自然再生検討会 利用対策部会設置要領

(名称)

1. 本会は、「大台ヶ原自然再生検討会 利用対策部会」(以下「部会」という)と称する。

(目的)

2. 部会は財団法人自然環境研究センターが設置する「大台ヶ原自然再生検討会」のもと、大台ヶ原地域における利用に関する事項等について検討し、「大台ヶ原自然再生推進計画」の策定に資することを目的とする。

(検討事項)

3. 部会においては次の事項を検討する。
 - (1) 大台ヶ原における自然再生と両立する利用対策の検討
 - (2) 大台ヶ原地域の自然再生に関連する合意形成手法の検討
 - (3) その他、部会の目的を達成するために必要な事項

(部会の構成)

4. 部会の構成等は以下のとおりとする。
 - (1) 部会は、学識経験者、関係機関、NPO/NGO等のうちから環境省自然環境局近畿地区自然保護事務所長(以下「事務所長」という。)と協議の上、財団法人自然環境研究センター理事長(以下「理事長」という。)が委嘱する委員をもって構成する。
 - (2) 理事長は、必要と認める場合に事務所長と協議の上、部会に委員以外の学識経験者や関係機関、NPO/NGO等の参画を求めることができる。
 - (3) 部会は必要に応じ、事務所長と協議の上、その下に専門家を中心としたワーキンググループを設けることができる。

(座長)

5. 部会に座長をおき、委員の中から互選により選出する。座長は部会の議長を務めるとともに、会務を統括する。

(運営)

6. 部会の運営に関する事務は、財団法人自然環境研究センターが行う。その他運営に関して必要な事項は部会で決定する。

(情報公開)

7. 部会は公開で行う。ただし、希少な動植物の保護、プライバシーの保護等、慎重な取り扱いを必要とする情報については、非公開とする。

(任期)

8. 委員の任期は平成17年3月31日までとする。

(附則)

9. この規約は平成16年12月14日から施行する。